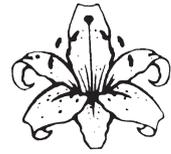


# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 6 年 3 月 8 日 (金曜日)

定期 第 492 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
<b>○規則</b>	
神奈川県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (県土整備・公共住宅課)	197
<b>○告示</b>	
土地改良区の定款変更認可 (県西地域県政総合センター)	198
漁業災害補償法による区域及び区分の設定 (2 件) (環境農政・水産課)	198
漁業災害補償法による届出の審査結果 (環境農政・水産課)	199
漁業災害補償法による区域及び区分の設定の一部改正 (環境農政・水産課)	199
特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所)	199
土地使用権等の取得についての裁定 (県土整備・用地課)	199
道路の区域変更 (4 件) (県土整備・道路管理課)	200
神奈川県海区漁業調整委員会事務所の所在地の一部改正 (海区漁業調整委員会)	202
<b>○人事委員会規則</b>	
職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (人委・給与公平課)	202
学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (人委・給与公平課)	204
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 (人委・給与公平課)	206
職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (人委・給与公平課)	206
職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (人委・給与公平課)	207
学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (人委・給与公平課)	207
<b>○公告</b>	
都市計画の図書の写しの縦覧 (県土整備・都市計画課)	207
開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	208
<b>○入札公告</b>	
特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (総務・総務室)	208

特定調達契約に係る入札公告は、県公報に掲載します。そのほかの入札公告は、各発注機関が、かながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステム、県のホームページ等に掲載します。

## 規 則

神奈川県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 8 号

### 神奈川県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県県営住宅条例施行規則 (平成10年神奈川県規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中第92号を第94号とし、第42号から第91号までを 2 号ずつ繰り下げ、第41号の次に次の 2 号を加える。

(42) 条例第25条の 2 第 1 項の規定により、施設維持管理料を徴収すること。

この公報は再生紙を使用しています

購読料

一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部四三四円 (消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中央区日本大通一  
神奈川県政策局政策部政策法務課  
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一五二七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

(43) 条例第25条の2第2項の規定により、施設維持管理料を減免すること。

第29条の次に次の1条を加える。

(施設維持管理料の額等)

**第29条の2** 施設維持管理料は、県営住宅ごとに算定するものとし、各年度における施設維持管理料の月額、その年度の前々年度における条例第25条第5号に掲げる費用（条例第25条の2第1項の規定により徴収することとしたものに限る。）の額を入居者数で除し、その額を12で除して得た額に、徴収に係る経費の額として別に定める額を加算した額とする。ただし、これによることができない場合又はこれによることが適当でない認められる場合は、別に定めることができる。

2 施設維持管理料は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日）までにその月分を納付しなければならない。ただし、施設維持管理料の月額が少額である場合その他必要と認められる場合における施設維持管理料の納付の期限は、別に定める日とすることができる。

3 前2項に定めるもののほか、施設維持管理料の徴収に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

### 告 示

#### 神奈川県告示第98号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中井町諏訪地区土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年3月8日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

#### 神奈川県告示第99号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定による区域及び区分を次のとおり定める。

令和6年3月8日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

区域	区分
横須賀市西部区域 〔長井町漁業協同組合の地区〕	主としてしらす船びき網を営む漁業

#### 神奈川県告示第100号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定による区域及び区分を次のとおり定める。

令和6年3月8日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

区域	区分
鎌倉市区域 〔湘南漁業協同組合鎌倉支所の地区〕	主としてしらす船びき網を営む漁業

**神奈川県告示第101号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があったので審査した結果、次の区域及び区分において同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和6年3月8日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

区域	区分
大磯町及び二宮町区域 〔大磯二宮漁業協同組合の地区〕	主としてしらす船びき網を営む漁業

**神奈川県告示第102号**

漁業災害補償法による区域及び区分の設定（平成24年神奈川県告示第656号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月8日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表中「横須賀市大楠漁業協同組合」を「湘南漁業協同組合」に改める。

**神奈川県告示第103号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第20条第1項の規定により、指定定期検査機関公益社団法人神奈川県計量協会に次のとおり実施させる。

令和6年3月8日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

**1 検査を行う区域及び実施期日**

区域	実施期日
高座郡寒川町	令和6年4月10日(水)から同年10月4日(金)まで（神奈川県の子休日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）
南足柄市	令和6年4月30日(火)から同年10月25日(金)まで（休日を除く。）
足柄下郡箱根町、真鶴町及び湯河原町	令和6年5月13日(月)から同年11月22日(金)まで（休日を除く。）
鎌倉市	令和6年8月13日(火)から令和7年2月7日(金)まで（休日を除く。）
藤沢市及び三浦郡葉山町	令和6年9月30日(月)から令和7年3月28日(金)まで（休日を除く。）

**2 検査対象となる特定計量器**

非自動はかり、分銅及びおもり

**3 検査の実施場所**

特定計量器の所在場所又は公益社団法人神奈川県計量協会 横浜市神奈川区浦島丘4 電話（045）401－4420

**神奈川県告示第104号**

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第13条第1項の規定により、

次のとおり土地使用权等の取得についての裁定をした。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となる。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となる。

令和6年3月8日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目	面積 (㎡)
横須賀市秋谷字大崩	5,649番	雑種地	531.51

2 土地使用权等の始期

令和6年3月19日

3 土地等使用权の存続期間

10年

4 土地使用权等を取得することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償金の額及びその支払の時期

特定所有者不明土地所有者等	損失の補償金の額	支払の時期
土地所有者 榎 サナエ	265,713円	令和6年3月18日まで

神奈川県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県平塚土木事務所において、令和6年3月8日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類

県道

2 路線名

相模原大磯

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
伊勢原市西富岡字大入り512番1地先から 同 512番15地先まで	旧	22.6メートルから 44.9メートルまで	20メートル
同	新	22.6メートルから 37.5メートルまで	同

**神奈川県告示第106号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県平塚土木事務所において、令和6年3月8日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 1 道路の種類

県道

## 2 路線名

伊勢原津久井

## 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
伊勢原市西富岡字大入り513番12地先から	旧	10.6メートルから	58メートル
同 字南実蒔原785番8地先まで		12.3メートルまで	
同	新	11.9メートルから	同
		23.0メートルまで	

**神奈川県告示第107号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県平塚土木事務所において、令和6年3月8日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 1 道路の種類

県道

## 2 路線名

平塚松田

## 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
平塚市土屋字六反田1,232番1から	旧	13.5メートルから	17メートル
同 1,232番10まで		16.0メートルまで	
同	新	同	同

**神奈川県告示第108号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県平塚土木事務所において、令和6年3

月 8 日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 道路の種類  
県道
- 路線名  
上粕屋厚木
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
伊勢原市西富岡字長竹982番7地先から	旧	20.8メートルから	476メートル
同 字中島870番7地先まで		53.3メートルまで	
同	新	同	同

#### 神奈川県告示第109号

神奈川県海区漁業調整委員会事務所の所在地（昭和37年神奈川県告示第532号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

「第 2 条第 1 項」を「第12条第 1 項」に改める。

#### 人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 8 日

神奈川県人事委員会

委員長 小 池 治

#### 神奈川県人事委員会規則第 4 号

##### 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和32年神奈川県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 3 条第 1 項本文」を「第 3 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 3 条第 1 項ただし書」を「第 3 条第 2 項」に改め、同条第 4 項中「条例第15条の 4 第 1 項に規定する子の養育又は条例第15条の 6 第 1 項に規定する要介護者の介護をする職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。以下同じ。）その他任命権者が別に定める職員を除く。）について、」を「条例第 3 条第 3 項の規定により勤務時間を割り振る職員の」に改め、「職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、」を削り、「定める期間」の次に「（次項において「単位期間」という。）」を加え、同条第 5 項中「割振りは、」の次に「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員

ア 勤務時間は、1日につき4時間15分以上とすること。ただし、休日(条例第7条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)その他人事委員会が定める日については、1日につき7時間45分とすること。

イ 午前10時30分から午後3時45分までの時間帯において、休憩時間を除き、連続する4時間15分は、この号の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

ウ 始業の時刻は午前7時以後、終業の時刻は午後7時15分以前とすること。

(2) 条例第15条の4第1項に規定する子の養育又は条例第15条の6第1項に規定する要介護者の介護をする職員

ア 勤務時間は、1日につき4時間15分以上とすること。ただし、休日その他人事委員会が定める日については、1日につき7時間45分とするものとし、単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間(単位期間が1週間である場合にあっては単位期間とする。以下第2条の2第3項において「区分期間」という。)(条例第4条第3項の規定による週休日を含む期間を除く。)ごとにつき1日(以下イにおいて「特例対象日」という。)については、1日につき3時間30分以上とすることができるものとすること。

イ 午前10時30分から午後3時45分までの時間帯において、休憩時間を除き、連続する4時間15分は、この号の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。ただし、特例対象日については、この限りでない。

ウ 始業の時刻は午前7時以後、終業の時刻は午後7時15分以前とすること。

第2条第6項の次に次の1項を加える。

7 条例第3条第3項の人事委員会規則で定める職員は、常時勤務を要する業務に交替制によつて従事することを常態とする職員その他職員の勤務の特殊性を考慮して任命権者が定める職員とする。

第2条の2第2項の次に次の2項を加える。

3 任命権者は、条例第4条第3項の規定により週休日を設けることができる職員(条例第15条の4第1項に規定する子の養育又は条例第15条の6第1項に規定する要介護者の介護をする職員に限る。)の当該週休日について、職員の申告を経て、区分期間ごとにつき1日を限度として設けることができる。

4 前項の職員の申告は、同項に規定する基準に適合するようにならなければならない。

第3条中「はなはだしく障害し」を「著しく低下させ」に改める。

第4条の3第2号中「婚姻」を「結婚」に改める。

第5条の2の次に次の1条を加える。

(慶弔休暇)

**第5条の2の2** 条例第15条の人事委員会規則で定める期間は、結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後6月を経過する日までとする。

第5条の3の2中「6月16日から10月15日まで」を「6月1日から10月31日まで」に改める。

第5条の3の4中「養育」を「子の養育」に、「妻」を「配偶者」に、「以下この条において」を「第5条の3の5第1項第1号及び第4号並びに第6条第35項第6号を除き、以下」に改める。

第5条の3の5第2号中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を削る。

第5条の4第3号中「妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を「配偶者又は子若しくは子の配偶者」に改める。

第5条の5の2第2項中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)」に改める。

第5条の5の3を第5条の5の4とし、第5条の5の2の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

**第5条の5の3** 子育て部分休暇の単位は、30分とする。

2 子育て部分休暇は、1日を通じ、勤務時間の始まる時刻から連続し、又は勤務時間の終わる時刻まで連続

する 2 時間（育児休業法第19条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第 5 条の 9 の 2 第 2 項中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項から第 3 項まで」に改め、同条第 4 項中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項から第 3 項まで」に改める。

第 5 条の11中「甚だしく阻害し」を「著しく低下させ」に改める。

第 5 条の12第19項の表慶弔休暇の項中「婚姻」を「結婚」に改め、同条第24項中「第 3 条第 1 項及び」を「第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに」に改める。

第 6 条第11項中「第 3 条第 1 項及び」を「第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに」に改め、同条第25項中「婚姻」を「結婚」に、「5 日以内」を「第 5 条の 2 の 2 に規定する期間内につき 5 日以内」に改め、同条第35項第 9 号中「妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を「配偶者又は子若しくは子の配偶者」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 8 日

神奈川県人事委員会

委員長 小 池 治

神奈川県人事委員会規則第 5 号

#### 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和32年神奈川県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 2 条第 3 項本文」を「第 2 条第 3 項」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 3 項ただし書」を「第 2 条第 4 項」に改め、同条第 4 項中「条例第12条の 4 第 1 項に規定する子の養育又は条例第12条の 6 第 1 項に規定する要介護者の介護をする職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。以下同じ。）その他教育委員会が別に定める職員を除く。）について、」を「条例第 2 条第 5 項の規定により勤務時間を割り振る職員の」に改め、「職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、」を削り、「定める期間」の次に「（次項において「単位時間」という。）」を加え、同条第 5 項中「割振りは、」の次に「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ」を加え、同項各号を次のように改める。

##### (1) 次号に掲げる職員以外の職員

ア 勤務時間は、1 日につき 4 時間15分以上とすること。ただし、休日（条例第 4 条第 1 項に規定する休日をいう。以下同じ。）その他人事委員会が定める日については、1 日につき 7 時間45分とすること。

イ 午前10時30分から午後 3 時30分までの時間帯において、休憩時間を除き、連続する 4 時間15分は、この号の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

ウ 始業の時刻は午前 7 時以後、終業の時刻は午後 7 時15分以前とすること。

##### (2) 条例第12条の 4 第 1 項に規定する子の養育又は条例第12条の 6 第 1 項に規定する要介護者の介護をする職員

ア 勤務時間は、1 日につき 4 時間15分以上とすること。ただし、休日その他人事委員会が定める日につ

いては、1日につき7時間45分とするものとし、単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間(単位期間が1週間である場合にあつては単位期間とする。以下第2条の2第3項において「区分期間」という。)(条例第2条第8項の規定による週休日を含む期間を除く。)ごとにつき1日(以下イにおいて「特例対象日」という。)については、1日につき3時間30分以上とすることができるものとする。

イ 午前10時30分から午後3時30分までの時間帯において、休憩時間を除き、連続する4時間15分は、この号の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。ただし、特例対象日については、この限りでない。

ウ 始業の時刻は午前7時以後、終業の時刻は午後7時15分以前とすること。

第2条第6項の次に次の1項を加える。

7 条例第2条第5項の人事委員会規則で定める職員は、常時勤務を要する業務に交替制によつて従事することを常態とする職員その他職員の勤務の特殊性を考慮して教育委員会が定める職員とする。

第2条の2第1項中「第2条第5項ただし書」を「第2条第7項ただし書」に改め、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 教育委員会は、条例第2条第8項の規定により週休日を設けることができる職員(条例第12条の4第1項に規定する子の養育又は条例第12条の6第1項に規定する要介護者の介護をする職員に限る。)の当該週休日について、職員の申告を経て、区分期間ごとにつき1日を限度として設けることができる。

4 前項の職員の申告は、同項に規定する基準に適合するようにしなければならない。

第3条の2第2号中「第2条第5項本文」を「第2条第7項本文」に改める。

第3条の3第2号中「婚姻」を「結婚」に改める。

第4条の2の次に次の1条を加える。

(慶弔休暇)

**第4条の2の2** 条例第12条の人事委員会規則で定める期間は、結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後6月を経過する日までとする。

第4条の3の2中「6月16日から10月15日まで」を「6月1日から10月31日まで」に改める。

第4条の3の4中「養育」を「子の養育」に、「妻」を「配偶者」に、「以下この条において」を「第4条の3の5第1項第1号及び第4号並びに第5条第35項第6号を除き、以下」に改める。

第4条の3の5第1項第2号中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を削る。

第4条の4第3号中「妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を「配偶者又は子若しくは子の配偶者」に改める。

第4条の5の2第2項中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)」に改める。

第4条の5の3を第4条の5の4とし、第4条の5の2の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

**第4条の5の3** 子育て部分休暇の単位は、30分とする。

2 子育て部分休暇は、1日を通じ、勤務時間の始まる時刻から連続し、又は勤務時間の終わる時刻まで連続する2時間(育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

第4条の9の2第2項中「第2条第3項」を「第2条第3項から第5項まで」に改め、同条第4項中「第2条第3項」を「第2条第3項から第5項まで」に改める。

第4条の11中「甚だしく障害し」を「著しく低下させ」に改める。

第4条の12第19項の表慶弔休暇の項中「婚姻」を「結婚」に改め、同条第24項中「第2条第3項及び」を

「第 2 条第 3 項及び第 4 項並びに」に改める。

第 5 条第 11 項中「第 2 条第 3 項及び」を「第 2 条第 3 項及び第 4 項並びに」に改め、同条第 25 項中「婚姻」を「結婚」に、「5 日以内」を「第 4 条の 2 の 2 に規定する期間内につき 5 日以内」に改め、同条第 35 項第 9 号中「妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を「配偶者又は子若しくは子の配偶者」に改める。

第 6 条中「第 2 条第 4 項、第 2 条の 2」を「第 2 条第 4 項及び第 7 項、第 2 条の 2 第 1 項から第 3 項まで」に、「第 4 条の 5 の 3 第 1 項」を「第 4 条の 5 の 4 第 1 項」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 8 日

神奈川県人事委員会

委員長 小 池 治

神奈川県人事委員会規則第 6 号

#### 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年神奈川県人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 32 条」を「第 34 条」に改める。

第 9 条の 9 第 2 項中「若しくは職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 16 条の 3 及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 13 条の 3 に規定する介護時間に相当する休暇（以下この条において「介護時間」という。）」を「、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 16 条の 3 及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 13 条の 3 に規定する介護時間に相当する休暇（以下この条において「介護時間」という。）若しくは職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 16 条の 4 第 1 項及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 13 条の 4 第 1 項に規定する子育て部分休暇に相当する休暇（以下この項において「子育て部分休暇」という。）」に、「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 8 日

神奈川県人事委員会

委員長 小 池 治

神奈川県人事委員会規則第 7 号

#### 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（平成 18 年神奈川県人事委員会規則第 51 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の見出しを「（暫定再任用職員等の休息時間に係る経過措置）」に改め、同項中「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項」を「地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により

読み替えて適用する場合を含む。)又は第5条第1項若しくは第3項に、「再任用職員等」を「暫定再任用職員等」に、「第3条第1項ただし書」を「第3条第2項」に改める。

附則第4項の見出しを「(学校職員の暫定再任用職員等の休息時間に係る経過措置)」に改め、同項中「再任用職員等」を「暫定再任用職員等」に、「第2条第3項ただし書」を「第2条第4項」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

---

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月8日

神奈川県人事委員会

委員長 小 池 治

神奈川県人事委員会規則第8号

#### 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(令和5年神奈川県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「婚姻」を「結婚」に、「5日以内」を「職員の勤務時間、休暇等に関する規則(昭和32年神奈川県人事委員会規則第29号。以下「規則」という。)」第5条の2の2に規定する期間内につき5日以内」に改める。

附則第7項中「職員の勤務時間、休暇等に関する規則(昭和32年神奈川県人事委員会規則第29号。以下「規則」という。)」を「規則」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

---

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月8日

神奈川県人事委員会

委員長 小 池 治

神奈川県人事委員会規則第9号

#### 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(令和5年神奈川県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「婚姻」を「結婚」に、「5日以内」を「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(昭和32年神奈川県人事委員会規則第30号。以下「規則」という。)」第4条の2の2に規定する期間内につき5日以内」に改める。

附則第8項中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(昭和32年神奈川県人事委員会規則第30号。以下「規則」という。)」を「規則」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

---

公 告

---

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により三浦市長から都市計画の図

書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 6 年 3 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 都市計画の種類及び名称  
三浦都市計画地区計画引橋地区地区計画
- 縦覧場所  
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 6 年 3 月 8 日

神奈川県厚木土木事務所長 竹 内 淳

1

開発区域に含まれる地域の名称	座間市栗原字小池谷1, 211の 5 ほか 1 筆
開発区域の面積	300.30平方メートル
開発許可を受けた者の住所	藤沢市南藤沢 6 の 9 ラプラージュ湘南201
開発許可を受けた者の氏名	株式会社横浜リアルエステート 代表取締役 濱口 康幸
開発許可年月日及び許可番号	令和 5 年10月30日 神奈川県指令厚土東第610075号

2

開発区域に含まれる地域の名称	座間市栗原字小池谷1, 211の 7
開発区域の面積	150.15平方メートル
開発許可を受けた者の住所	藤沢市南藤沢 6 の 9 ラプラージュ湘南201
開発許可を受けた者の氏名	株式会社横浜リアルエステート 代表取締役 濱口 康幸
開発許可年月日及び許可番号	令和 5 年10月30日 神奈川県指令厚土東第610074号

## 入 札 公 告

### 特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 6 年 3 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

- 件名  
Microsoft 365クラウドサービス接続環境構築及び保守業務委託
- 履行期間  
契約締結日から令和 7 年 3 月31日まで
- 履行場所

## 神奈川県総務局デジタル戦略本部室

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しないものであること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「情報処理業務委託」に記載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。
- (3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

## ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ（神奈川県庁本庁舎 1階 電話（045）210-6721）

## イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム（URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」（郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎 1階）へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

## ウ 申請期限

令和6年4月2日(火)午後3時

## エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎 4階 神奈川県総務局総務室経理・債権管理適正化グループ 千代 香菜子 電話（045）210-3032

なお、入札説明書は、(2)の期間中、かながわ電子入札共同システムで公表しますので、ダウンロードにより入手することもできます。

- (2) 入札説明書の交付期間

令和6年3月8日(金)から同年4月2日(火)まで

## 4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書及び入札説明書に記載する必要な書類等を令和6年4月2日(火)午後3時まで3の(1)の場所に提出してください。

## 5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県庁本庁舎 4階 神奈川県総務局総務室経理・債権管理適正化グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入開札を行います。

- (1) 入札期間

令和6年4月15日(月)午前8時30分から同月18日(木)午前9時まで

- (2) 開札日時

令和6年4月18日(木)午前9時10分

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 6 年 4 月 18 日(木)午前 9 時までには到着するよう 3 の(1)の場所に入札書を郵送してください。

## 6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

(4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第 41 条第 1 項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

## 7 Summary

(1) The nature and quantity of the services to be purchased: Consignment of construction of a connection environment for Microsoft 365 cloud service and its maintenance work

(2) Time limit of tender: 9 : 00 a.m., April 18, 2024

(3) Contact point for the notice : Kanako Chiyo, Accounting Group, Office of General Affairs, General Administration Bureau, Kanagawa Prefectural Government, Nihon-Odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8588 Japan, Tel (045) 210-3032